

(表)

		登 録 番 号			
		狩 猟 免 許			
		損 害 の 賠 償			
		放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
		施行規則第65条第1項第7号、第8号 又は第9号の該当者であるか否かの別		第7号・第8号・第9号・否	
整 理 番 号		対象鳥獣捕獲員であるか否かの別		捕獲員・否	
狩 猟 者 登 録 申 請 書					
山形県知事 殿					
年 月 日					
住 所		(郵便番号 ー) (電話番号 ー ー)			
ふりがな		県証紙貼付欄			
氏 名					
生 年 月 日					
年 月 日 生		性別		男 ・ 女	
下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。 記 (1) 受けようとする狩猟者登録の種類（□に ☒ 印を付すこと。）、使用する猟具の種類（番号を○で囲むこと。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号（記載すること。）並びに所持する免許の種類（□に ☒ 印を付すこと。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。） なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□に ☒ 印を付すこと。）。					
狩猟者登録の種類		猟具の種類		都道府県知事名	
交付年月日		狩猟免状の番号			
☐ 網猟免許に係る登録		1 網		知事 年 月 日 第 号	
☐ わな猟免許に係る登録		2 わな		知事 年 月 日 第 号	
☐ 第1種銃猟免許に係る登録		3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)		知事 年 月 日 第 号	
☐ 第2種銃猟免許に係る登録		6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)		所持する免許の種類 ☐ 第1種銃猟免許 ☐ 第2種銃猟免許	
		知事		年 月 日 第 号	

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所（該当番号を○で囲むこと。）					
1 山形県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者であるか否の別（該当する□に ✓ 印を付すこと。）					
☐ 第 7 号（許可捕獲等をした者）に該当 ☐ 第 8 号（許可捕獲等に従事した者）に該当 ☐ 第 9 号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当 ☐ いずれにも該当しない					
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は□に ✓ 印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。）					
☐ 対象鳥獣捕獲員 ☐ 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()			
(5) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかを○で囲み、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の 停止の有無	有・無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許の場合）					
第 1 種 銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日
	散 弾 銃				
	空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む)				
第 2 種 銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む)				
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項					
共 済 事 業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損 害 保 険 契 約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資 産 保 有					
(8) 職 業					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者					
4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者					
8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者					
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無 職					
(9) 個人情報の提供（国が提供する捕獲情報システムでの管理）の同意			1 同意する 2 同意しない		
記載上の注意事項					
1 太枠欄内は、記載しないこと。					
2 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
3 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
4 (9)は、個人情報の提供の同意の有無について、該当番号を○で囲むこと。（申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等の効率化及び狩猟者情報の蓄積を図るため、国が提供する捕獲情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。）					